

災害時における燃料供給の協力に関する協定書

久喜市（以下、「甲」という。）と一般社団法人埼玉県LPガス協会南埼玉支部及び一般社団法人埼玉県LPガス協会北東武支部栗橋地区（以下、「乙」という。）とは、災害時又は災害発生のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）におけるLPガス及びLPガス器具（以下、「LPガス等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等におけるLPガス等の供給に関して必要な事項を定めることにより、被災者並びに避難者の救援活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請・方法）

第2条 甲は、災害時等における応急対策を実施するうえでLPガス等を必要とする場合、乙に対して、LPガス等の供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的な余裕がないときは口頭又は電話等で要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力範囲）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガス等の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

（供給及び運搬）

第4条 LPガス等の供給並びに運搬は、原則として、乙または乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙がLPガス等の運搬をするために使用する車両について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定による緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（引渡し）

第5条 LPガス等の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により、乙が供給したLPガス等の対価及び運搬に要した経費（以下、「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における時価により、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条の規定による費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請により、乙が行った業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態になったときは、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年埼玉県市町村総合事務組合条例第28号）の例により補償する。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、災害応急対策を実施するために必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期すため、本協定に関わる連絡体制を毎年度更新し、変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年11月19日

甲 久喜市下早見85番地の3
久喜市
久喜市長

乙 久喜市菖蒲町菖蒲150
一般社団法人埼玉県LPガス協会
南埼玉支部
支部長

久喜市栗橋東3丁目13-12
一般社団法人埼玉県LPガス協会
北東武支部栗橋地区
地区長